

2019年8月21日

Contents

I 中国法令アップデート

- ・動産抵当登記弁法(2019年改訂)
- ・国務院弁公庁による不動産登記処理時間の短縮に関する通知
- ・中国国内に住所を有しない個人の居住時間判定基準に関する公告
- ・個人非居住者及び住所を有しない個人居住者の個人所得税政策に関する公告
- ・国家外貨管理局による「多国籍会社の越境資金集中運営管理規定」の印刷配布に関する通知
- ・「企業破産法」適用の若干問題に関する規定(三)
- ・「民事商事案件の審理期限延長及び開廷延期問題の規範化の厳格化に関する規定」の改正に関する決定
- ・大陸及び香港特別行政区の間における仲裁手続の相互保全協力に関する手配
- ・企業設立時間の短縮の継続的深化に関する意見
- ・ネットショッピング及び輸出入分野における知的財産法執行の強化に関する実施弁法
- ・最高人民法院による技術調査官の知的財産権案件の訴訟活動参加に関する若干規定
- ・中華人民共和国民法典物権編(草案二次審議稿)
- ・「会社法」適用の若干問題に関する規定(五)
- ・支払機構外貨業務管理弁法
- ・インターネット安全審査弁法(意見募集稿)
- ・データ安全管理弁法(意見募集稿)
- ・個人情報海外持出安全評価弁法(意見募集稿)
- ・反不正競争法改正
- ・商標法改正

II 台湾法令アップデート

- ・「証券取引法」の改正
- ・「特許法」の改正

- ・「著作権法」の改正
- ・「株主総会・取締役会の定足数・決議要件の加重の制限」に関する通達
- ・「労働者定年退職金条例」の改正
- ・「労働基準法」の改正
- ・「電信管理法」の制定
- ・「華僑及び外国人投資額査定弁法」の改正

Ⅲ 中国コラム-中国法曹事情-

中国の弁護士・法律事務所事情

弁護士 矢上 浄子

弁護士 徳山 剛史

Ⅳ 満腹中国

葱油拌麵(ネギ油まぜそば) ～香り高き上海ローカルめし～

弁護士 横井 傑

I 中国法令アップデート

弁護士 若林 耕	中国弁護士 李 芸
弁護士 横井 傑	北京オフィス顧問 李 加弟
弁護士 尾関 麻帆	北京オフィス顧問 李 彬
弁護士 岩井 久美子	上海オフィス顧問 繆 媛媛
弁護士 藤本 博之	上海オフィス顧問 鄧 翌雲

最新中国法令の解説

<不動産登記>

動産抵当登記弁法(2019年改訂)

[ポイント] 本法は、2016年7月5日付動産抵当登記弁法(2016年改訂)(以下「2016年法」という。)を改訂する法令として、2019年2月に出された意見募集稿を経て2019年3月18日に公布された。本法は、2016年法とその内容を大きく異なることはないが、本法13条において、全国の市場監督管理局が管理する動産抵当登記業務システムにおいて、動産抵当にかかる登記の設定、変更、抹消手続きを行うことが可能であり、また、公的にも同システムを通じて、動産抵当にかかる情報を確認することが可能となり、今後はより、容易に動産抵当にかかる登記を行い、またそれらに関する調査を行うことができるようになると思われる。

2019年3月18日公布、2019年4月20日施行(国家市場監督管理総局(第5号))

[原文] [动产抵押登记办法\(2019年改訂\)](#)

國務院弁公庁による不動産登記処理時間の短縮に関する通知

[ポイント] 本通知は、現在國務院を中心に推進されている「多証合一」統一改革(企業の政府当局の各種手続事項や証明書類を統一する改革)の実現を進めるために導入された「単一窓口、単一申請書」の理念を不動産登記の場面でも広げるものである。

同通知によると、2019年度末までに、不動産登記に当たり必要なデータを他部門から適宜共有を受けるとして、登記手続きの簡素化を進め、一般登記については、10営業日以内、抵当登記については5営業日以内の手続き完了を目指すとしており、今後は不動産登記においても手続の簡素化が一層進むとみられる反面、不動産登記に必要な情報、不動産登記情報については、当事者間を介さずに政府の部門間で共有されることを念頭に置く必要がある。

2019年2月26日公布、2019年2月26日施行(国弁発(2019)8号)

[原文] [国务院办公厅关于压缩不动产登记办理时间的通知](#)

<税務>

中国国内に住所を有しない個人の居住時間判定基準に関する公告

[ポイント] 本公告は、中国国内に住所を有しない個人について、課税所得の範囲を確定するために、中国における居住時間の判定基準を明確にしたものである。本公告によれば、中国国内に住所を有しない個人が、2019年1月1日から起算して、一納税年度において、①中国国内に累計して183日以上滞在し、かつ②一回の出国が30日を超えない年度が連続して6年になる場合、中国国内源泉所得も中国国外源泉所得も課税対象となる。①②のいずれかを満たさない場合、外国企業から支払われる中国国外源泉所得について非課税となる。なお、中国における1日の滞在が24時間に満たない場合、中国国内累計滞在日

数に加算されない。

2019年3月14日公布、2019年1月1日施行

[原文] [关于在中国境内无住所的个人居住时间判定标准的公告](#)

個人非居住者及び住所を有しない個人居住者の個人所得税政策に関する公告

[ポイント] 本公告は、2019年1月1日から施行される「個人所得税法」に定める非居住者及び住所を有しない居住者（一納税年度において中国国内で183日以上滞在した者）の所得税を計算するにあたって、所得の源泉地、国内源泉所得の計算方法、税額計算等を定めるものであり、出向者・出張者の所得税の計算、申告に大きな影響を及ぼす重要な規定である。本公告によれば、所得の源泉地について、中国国内勤務期間に取得する賃金給与、一括で支給される数ヶ月間分の賞与、ストックオプション等の所得、及び董事・監事・高級管理職が取得する報酬所得の源泉地の決め方を定めている。国内源泉所得の計算方法について、非居住者でかつ中国国内累計滞在日数が90日未満の場合若しくは90日以上183日未満の場合、又は居住者でかつ中国国内で183日以上滞在した年度が連続して6年未満の場合若しくは連続して6年以上の場合に応じて、それぞれ、国内源泉所得の計算方法を定めている。また、所得税額の徴収・管理について、住所を有しない個人が一納税年度内で初めて申告するとき、一納税年度内の見込み居住日数により、税額を算出して納付する。実際の居住日数が見込み日数と異なる場合、実際の居住日数により居住者又は非居住者を判断して税額の調整を行うとされている。

2019年3月14日公布、2019年1月1日施行

[原文] [关于非居民个人和无住所居民个人有关个人所得税政策的公告](#)

国家外貨管理局による「多国籍会社の越境資金集中運営管理規定」の印刷配布に関する通知

[ポイント] 多国籍企業において、越境資金移転につき、マクロな観点からの審査を実施しつつも、大幅に越境外貨支払登録手続又は越境外貨貸付の登記手続等を簡略化しつつ、監査手続等の強化を行う旨の通知である。

越境企業においては、監査等に慎重な手配が必要となる代わりに、一定の手続きについての運用が簡略化する点で、実際の運用の積極的な変化に注目が必要である。

2019年3月18日公布

[原文] [国家外汇管理局关于印发《跨国公司跨境资金集中运营管理规定》的通知](#)

附件：[跨国公司跨境资金集中运营管理规定](#)

「企業破産法」適用の若干問題に関する規定(三)

[ポイント] 破産案件における債権者の権利行使に関し、債務者による費用支払い、債務者の借入の取り扱いに関する債権者決議等、保証人に対する保証債権の取り扱い、債権者決議の法的効果等に関する規定を定めたものである。

債権者の権利行使に関する規定や債権者決議の効力についての解釈を設けている点で、破産企業の債権者の権利保護に一定の影響を有することから、その内容には十分に留意する必要がある。

2019年3月27日公布、2019年3月28日施行

[原文] [最高人民法院关于适用《中华人民共和国企业破产法》若干问题的规定（三）](#)

「民事商事案件の審理期限延長及び開廷延期問題の規範化の厳格化に関する規定」の改正に関する決定

[ポイント] 「最高人民法院による民事商事案件の審理期限延長及び開廷延期問題の規範化の厳格化に関する規定の修正に関する決定」である。

民事商事に関する裁判期日を2回に制限すること及び基礎人民法院における審理の運用方針等、通常の裁判実務に関する運用に対して一定の指針を与えている点で、今後の裁判実務に対する影響には注意が必要である。

2019年3月27日公布、2019年3月28日施行

[原文] [最高人民法院关于修改《最高人民法院关于严格规范民商事案件延长审限和延期开庭问题的规定》的决定](#)

大陸及び香港特別行政区の間における仲裁手続の相互保全協力に関する手配

[ポイント] 近時、中国大陸及び香港特別行政区の間の司法協力が加速しているが、本合意は、1997年の香港返還以来、7つ目の司法協力であり、主として、(i) 香港における仲裁手続の当事者による中国大陸の人民法院に対する保全申立て、及び(ii) 中国大陸における仲裁手続の当事者による香港の裁判所に対する差し止め命令(injunction)その他の臨時措置の申立てを可能にする合意である。

香港及び大陸間の経済的な関係が更に緊密さを増す中、本合意は、各仲裁手続の利便性を上げる役割を果たすことが期待される。なお、本合意の具体的な執行は中国大陸及び香港における法令の制定を待つこととなるため、具体的な手続については今後の立法動向にも注意が必要である。

2019年4月2日締結

[原文] [内地与香港特区签署就仲裁程序相互协助保全的安排](#)

<会社設立>

企業設立時間の短縮の継続的深化に関する意見

[ポイント] 本意見は、現在国務院を中心に推進されている「多証合一」統一改革(企業の政府当局の各種手続事項や証明書類を統一する改革)の実現を進めるために導入された「単一口、単一申請書」の理念のもとで発表された、昨年5月18日に発表された「国務院弁公庁による企業開設時間の更なる圧縮に関する意見」をさらに進めるものであり、2019年末までに、全国的に会社設立までにかかる期間を5営業日以内に短縮することを実現し、更に一部の地方においては、3営業日以内まで短縮することを目標として掲げると発表した。本意見においては、企業設立における各工程(企業登記、会社印登録など)における具体的な目標を設定することでより確実に短縮化を進めること、また対面ではなく、オンライン上での申請を全面的に進めていく方針についても、明らかにしており、より迅速な会社設立に向けた動きが期待される。

2019年4月10日発表

[原文] [关于持续深化压缩企业开办时间的意见](#)

ネットショッピング及び輸出入分野における知的財産法執行の強化に関する実施弁法

[ポイント] 本弁法は、中国の市場監督管理総局、公安部、税関総署及び知的財産権局等の6部署がネットショッピング及び輸出入分野において多発している知的財産権侵害行為への取締りを強化することを目的として、共同で制定したものである。本弁法では、知的財産権侵害行為への取締りの強化を図るために、いくつかの対策を打ち出した。例えば、日頃の監督の強化、侵害行為の情報提供、摘発を一層容易にする仕組みを整えること、取締機関間の連携強化により川上にある製造段階に着目し侵害品の販売ネットワーク及び越境流通ルートを取り締ること、侵害行為が犯罪となる場合には迅速に警察へ移送すること、侵害行為への取締りを確実にするよう取締機関と権利者・eコマースプラットフォームとの協力関係を強化する等の対策が挙げられている。

2019年4月8日公布、同日施行

[原文] [加强网购和进出口领域知识产权执法实施办法](#)

最高人民法院による技術調査官の知的財産権案件の訴訟活動参加に関する若干規定

[ポイント] 本規定は、知的財産権事件の審理における技術調査官制度について定めるものである。技術調査官制度は、2014年に北京・上海・広州の知的財産権裁判所に導入され、特許侵害等の事件の審理において利用されてきた。本年5月1日に本規定の施行により、特許、植物新品種、ノウハウ、ソフトウェアその他技術の専門知識を必要とする事件を取扱う全国の裁判所が必要に応じて、技術調査官を利用することができるようになった。本規定によれば、技術調査官は裁判官の承認を得て事件の技術問題について当事者及び訴訟参加者に質問をすることができ、評議会の前に技術調査意見を提出する必要がある。もともと、当該技術調査意見はあくまで裁判官が技術問題に係る事実部分を認定するための参考であり、公開しないとされている。

2019年3月18日公布、2019年5月1日施行

[原文] [最高人民法院关于技术调查官参与知识产权案件诉讼活动的若干规定](#)

中華人民共和國民法典物権編(草案二次審議稿)

[ポイント] 中華人民共和國民法物権編に関する二次草案が4月20日に全国人民代表大会常任委員会に提出された。前回の草案に比べて、住居地の建物(又は区分)所有者の権利に関する規定を更に詳細に定めている。特に、所有者委員会、修繕資金の使用、所有者による修繕の権利に関する規定を新たに設けている。

民法物権編について今後どのような規定が更に詳細に定められるのか、審議の行方に注意する必要がある。

2019年4月20日提出

[原文] [中華人民共和國民法典物権編\(草案二次審議稿\)](#)

「会社法」適用の若干問題に関する規定(五)

[ポイント] 本規定は、会社法に関する5つめの司法解釈であり、関連者間取引(例:会社の董事と会社との取引)に関する事項、董事の任期中の解雇に関する事項、利益配当に関する事項、有限責任会社におけるデッドロックに関する事項についての解釈を規定している。

日系の現地法人にとって日常的に影響を受ける規定は多くはないが、これまで確定的な解釈のなかった利益配当請求権の実施期限にかかる規定は、定款において利益配当の実施期限を設けるか否かという観点から検討の余地はある。特に、合併企業などで配当政策について特別な考慮のある企業については、一度検討しておくことが望ましい。

2019年4月28日公布、同月29日施行(法釈[2019]7号)

[原文] [关于适用《中华人民共和国公司法》若干问题的规定\(五\)](#)

支払機構外貨業務管理弁法

[ポイント] 越境する電子コマースに関する決済手続き及び支払機構の健全な発展のために定められた弁法である。外貨支払機構の登録義務等について定められており、既存の外貨支払機構についても施行日以降に速やかに登録を行うことが通知されている。その他支払機構における口座管理等の方法に関する規定も設けられている。支払機構においては管理方法を含めて法令を遵守したものであるかどうか、再度検証が必要である。

2019年4月29日公布、同日施行

[原文] [支付机构外汇业务管理办法](#)

附件: [支付機構外匯業務管理弁法](#)

<サイバーセキュリティ>

インターネット安全審査弁法(意見募集稿)

[ポイント] 本弁法(意見募集稿)は、「ネット安全法」に基づくものである。「重要情報インフラ事業者」がネットワーク製品・サービスを調達する場合には、事前に正式運営後の潜在的な安全リスク評価を行うことを義務づけられている。本弁法は同評価に関する手続等を規定するものである。

2019年 月 日公布、2019年 月 日施行

(意見募集期間:2019年5月21日～6月24日)

[原文] [网络安全审查办法\(征求意见稿\)](#)

データ安全管理弁法(意見募集稿)

[ポイント] 本弁法(意見募集稿)は、中国国内でネットワークを通じてデータの収集、保存、転送、処理、使用等の活動(データ活動)を行う場合に適用される。本弁法は、「ネット安全法」に基づくものであり、ネットワーク運営者による個人情報、電子データの収集、保管等について具体的な義務を課すること等により、国家としてデータ活動に対する監督管理を強化することに向けられている。

(意見募集期間:2019年5月28日～6月28日)

[原文] [数据安全管理办法\(征求意见稿\)](#)

個人情報海外持出安全評価弁法(意見募集稿)

[ポイント] 本弁法(意見募集稿)についても、「ネット安全法」に基づくものである。「ネットワーク運営者」が中国国内で収集した個人情報を国外移転する場合に安全評価を行うことが義務付けられている。本弁法は、同安全評価の手続等を定めるものである。意見募集稿ではあるものの、中国現地法人が収集した個人情報について日本本社が利用する場合にどのような制限が発生し得るかについて、参照価値が高いと思われる。

(意見募集期間:2019年6月13日～7月13日)

[原文] [个人信息出境安全评估办法\(征求意见稿\)](#)

反不正競争法改正

[ポイント] 日本の不正競争防止法にあたる反不正競争法に対しては、2018年に1993年の同法施行以来初の改正が加えられ話題となったが、それから1年余りでの今回第三次改正であり、外資への市場開放、貿易問題等の国内外の要請に応えるねらいがあると解される。本改正の主なポイントは次のとおり。①従来「技術情報及び経営情報」とされていた営業秘密の定義を、「営業情報」(技術情報・経営情報を包含する概念)に拡大した。②侵害主体として、従前の「事業者」に加え、「事業者以外のその他の自然人、法人及び非法人組織」が含まれることも明確にされた(9条2項)。本年3月に発布された外商投資法において行政機関職員の営業秘密漏えいが禁止されたこと等に対応する目的があるものと考えられる。③不正アクセス・ハッキング等への対応を念頭に、侵害行為の手段として、「電子的侵入」が加えられた(9条1項1号)。海外企業へのハッキングは米中貿易問題の背景として米国に名指して批判された点でもあり、本改正との関連性が注目される。④他人に対し秘密保持義務への違反又は権利者の営業秘密保持に関する要求への違反について教唆・誘導・幫助する行為も明確に禁止された(9条1項4号)。依然頻発する、他社従業員に対する営業秘密漏えいの働きかけが抑制されることが期待される。⑤「秘密保持義務」に違反する営業秘密の開示・使用・許諾が侵害行為であることも明確となり(9条3項)、営業秘密保護手段としてのNDA、秘密保持条項の策定が益々重要性を増すと考えられる。⑥侵害に対する罰則も強化されており、悪意による侵害であり情状が重い場合の、損害額の5倍以下の懲罰的賠償が規定された(17条)。損害額確定が困難な場合の人民法院の裁量による賠償(いわゆる法定賠償)額も、従来の300万元から500万

元に引き上げられ(17条)、行政処分としての違法所得の没収も規定された(21条)。さらに営業秘密訴訟実務に大きな営業を及ぼす変更として、⑦秘密保持者の立証責任の軽減がある。具体的には、保持者側が秘密保持措置について初歩的な証明をした場合、被疑者側が秘密保持措置がなかったこと等を証明する必要があるとされた(32条)。侵害行為についても、保持者側が被疑者側に取得ルート・機会があったこと等を初歩的に証明した場合には被疑者側が侵害行為の不存在について証明するものとされ(32条)、立証責任が軽減されている。

2019年4月23日公布、2019年4月23日施行

[原文] [反不正当竞争法修改](#)

商標法改正

[ポイント] 2014年の第三次改正に続く第四次改正であり、模倣品対策の観点から変更が加えられている。改正点は次のとおり。①使用を目的としない悪意の出願が禁止され(4条1項)、さらに当該悪意の出願は異議申立事由(33条)、無効事由(44条1項)とされた。並行して特許事務所等の商標代理機構が悪意の出願であることを知りまたは知りうべきときの出願受託が禁止(19条3項)されると共に行政・刑事罰の対象ともされ(68条1項3号)、実効性の確保が志向されている。②悪意かつ情状が悪質な商標権侵害に対する懲罰的賠償(いわゆる3倍賠償)自体は2014年に導入されているが、今回の改正で当該懲罰賠償が5倍以下に引き上げられた。③損害額は権利者の実際損害、侵害者が侵害により得た利益、商標ライセンス料相当額の順に算定されるが(63条1項)、当該方式での算定がいずれも困難であるときの人民法院が裁量により決する賠償額(いわゆる法定賠償)が300万元から500万元に引き上げられた。④さらに、商標等を除去された模倣品が横流しされ再度流通する事態を防止するため、単に商標を除去したのみの商品の市場流通が一般的に禁止されると共に(63条5項)、人民法院による商品・製造材料等の廃棄、市場への流入の禁止命令(63条4項)が新設された。

上記は日本企業を含む権利者にとっても歓迎すべき動きである。もともと、出願・登録後一定期間実際の使用を開始しない場合に、(従来の3年不使用取消制度に加え)「使用を目的としない」(4条1項)として権利が無効となるおそれもあり、「悪意」の意義については細則や事例の蓄積をまつ必要がある。

2019年4月23日公布、2019年11月1日施行

[原文] [商標法修改](#)

◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】

Ⅲ 台湾法令アップデート

弁護士 若林 耕
台湾弁護士 吳 曉青
台湾弁護士 鄭 宇恬

最新台湾法令の解説

<上場会社等規制>

「証券取引法」の改正

〔ポイント〕同法は、2019年4月、6月に2回改正が行われた。4月の改正では、①監査委員会の同意が必要とされる第2四半期の財務諸表を公認会計士監査によるものに限定する(現時点では、金融機関のみ)、②従業員に配当する(ストップオプション行使への対応を含む)ために購入した自社株の保有期間の延長(3年から5年になった)及び保有期間内における内部者の株式譲渡禁止、③証券業管理体制の強化、④大量保有報告制度の法的根拠の明文化及び⑤コーポレートガバナンス強化(上場会社の報酬委員会の必置義務と違反責任、証券取引法違反責任の強化)などが行われた。

6月の改正では、財務諸表の作成義務者について、実務上の慣習に合わせて、改正前の取締役会(董事会)から、董事長、支配人及び会計担当責任者に変えられた。

(14-5、28-2、39、43-1、65、66、165-1、177-1、178、178-1及び179条は2019年4月17日に公布・施行;14-5及び36条は2019年6月21日に公布・施行)

〔原文〕 [証券交易法](#)

<知的財産法制>

「特許法」の改正

〔ポイント〕今回の法改正の目的は、規制緩和、他の外国の立法例に応じる調整及び審査実務作業の整備という点である。具体的には、①特許権の登録査定後の分割出願を再審査査定後にも適用されるようになり、申請期間も改正前の査定書送達後30日以内から3か月以内まで延長された(なお、実用新案も適用可能になった)、②無効審判に関する理由・証拠の補充期限は、改正前の請求後1か月以内から3か月以内に延長したとともに、期限経過後に提出したものは不審査とするようになった、③実用新案の訂正期間の制限及び実体審査の採用、及び④意匠権の存続期間を改正前の12年から15年まで延長したことなどである。

(2019年5月1日に公布、2019年11月1日に施行)

〔原文〕 [専利法](#)

「著作権法」の改正

〔ポイント〕本改正は、セットトップボックス(STB)及びアプリで違法な映像コンテンツにアクセスできるサービスを提供するという著作権侵害行為を規制するものである。具体的には、①違法な映像コンテンツを集結するソフトウェアを公衆の利用のために提供すること、②公衆が当該ソフトウェアを利用できるよう指導・協力・パス(path)を設定すること、又は③かかるソフトウェアが搭載される設備・器材を製造・輸入・販売することにより利益を得た行為は、著作権侵害行為に追加された。例えば、違法な映像コンテンツにアクセスできるアプリをリリースする行為、または当該アプリが搭載されるSTBを販売する行為などは、著作権侵害行為に該当し、民事責任と刑事責任が課されるようになった。

(2019年5月1日に公布・施行)

〔原文〕 [著作権法](#)

<会社法制>

「株主総会・取締役会の定足数・決議要件の加重の制限」に関する通達

〔ポイント〕株主総会及び取締役会の定足数・決議要件について、経済部は従前の「会社法所定の基準を上回る基準を定款で規定できる」旨の通達(2011年通達)を廃止し、本通達において、会社法に「定款において、より高い基準が定められる場合、それに従う」旨が明文で規定される場合に限り、会社法より加重した基準の設定が認められる、との見解を示した。

その理由として、会社法の一部の条文のみに定款によって加重できる旨が規定されること、新株主又は債権者が会社の定款を閲覧し、会社法と異なる定足数・決議要件の有無を確認することを期待しがたいことなどが挙げられた。なお、同通達では、会社が2011年通達に基づき加重基準を定款で規定した場合、次の定款変更の際に会社が併せて修正するという見解も示された。

(2019年5月8日に公布)

〔原文〕 [経済部経商字第10802410490 號函](#)

<労働規制>

「労働者定年退職金条例」の改正

〔ポイント〕本改正は、永久居留許可を得た外国人の定年退職後の生活の保障及び労働債権の保障を強化することを目的としている。まず、永久居留許可を得た外国籍の従業員は本条例の適用対象になった。労働債権の保障を強化するために、代表者の退職金・滞納金に関する弁済責任、労働者保険局の雇用主に対する退職金・滞納金債権の優先性、定年退職金に関連法令の債務免責規定を適用しないことなどの規定が追加された。また、同条例違反の罰則の加重、過料・滞納金が課された雇用主の名称、その代表者の名前等を公表する規定が追加された。一方、定年退職金の受給について、労働者が死亡した場合、その遺族などによる請求の時効は、改正前の5年間から10年間に延長された。

(2019年5月15日に公布・施行)

〔原文〕 [勞工退休金條例](#)

「労働基準法」の改正

〔ポイント〕2019年5月、6月に、派遣労働者の保護を目的として、2回の法改正が行われた。改正ポイントは下記のとおりである。①派遣元事業主、派遣先、派遣労働者、派遣契約の定義を明記した。②派遣元事業主と派遣労働者との間の労働契約は不定期契約にすべきである。③派遣労働者の派遣先に対する未払賃金請求権及びその関連規定は追加された。④偽装派遣(派遣先は雇用主としての責任を回避するために、従業員を直接に雇用せず、派遣制度を通じて雇うこと)の禁止。⑤労働災害について、派遣先は派遣元事業主と連帯責任を負う。

(2、9及び22-1条は2019年5月15日に公布・施行;17-1、63、63-1及び78条は2019年6月19日に公布・施行)

〔原文〕 [労働基準法](#)

<電業規制>

「電信管理法」の制定

〔ポイント〕電気通信事業の管理について、現行の電信法における垂直的規制(回線設備の有無や業種により規制する)は、インターネット環境や通信市場の変化に対応しきれないという問題点に対処するために、EU関連指令を参照し、通信事業の経営行為の類型(基礎層(ネットワーク)、運営層(通信サービス)、コン

テック・アプリケーション)により水平的規制を取入れた「電信管理法」が制定された。同法の主な管理方針は、①市場参入ハードルを下げる(従来の特許制・許可制から登記制となった)、②各経営行為の経営義務を明確にすること(一般義務、特別義務、指定義務に分ける)、③顕著な市場支配力の有する通信事業者に対し特別規制措置を採ること(相互接続、ネットワークエレメントへのアクセス、通信基礎設備の利用に必要な情報等の開示、差別待遇など不正競争行為の禁止)などである。さらに、同法に認められる複数通信業者間のネットワーク・周波数共有が、今後の5G(第五世代移動通信システム)サービスの展開に柔軟性を与えることが期待される。

(2019年6月26日に公布、施行日は行政院が別途定める)

〔原文〕電信管理法

<外国人投資規制>

「華僑及び外国人投資額査定弁法」の改正

〔ポイント〕外国人・企業が投資のために台湾に注入する外貨を台湾ドルに両替しなければならなかった規定について、今回の改正により、外貨のままで保有することが認められるようになった。為替差損の防止及び資金運用の柔軟性などのメリットが期待される。なお、複数回に分けて投資を実行する場合、全ての投資を完了した後にまとめて査定申請をすることも可能になった。

(2019年7月29日に公布・施行)

〔原文〕華僑及外國人投資額審定辦法

Ⅲ 中国コラム

弁護士 矢上 浄子

弁護士 徳山 剛史

中国の弁護士・法律事務所事情

(1) 司法試験制度について

中国の司法試験も、日本と同様、裁判官・検察官・弁護士の法曹三者共通の試験として運用されている。現行の試験制度は 2002 年に導入されたものであるが、2018 年より司法試験は「法律職業資格試験(法律职业资格考試 / 法考)」と名を変え、法曹三者や公証人以外にも、法律職の公務員や仲裁人にその対象が拡大されたほか、受験資格が厳格化される1等、制度内容が一新されている。日本の司法試験科目が憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の 7 科目及び労働法、倒産法、経済法、租税法、知的財産法、環境法、国際公法、国際私法のうち 1 科目の計 8 科目であるのに対して、中国の法律職業資格試験の試験科目は、中国特色社会主義法治理論、憲法、法理学、中国法制史、国際法、司法制度・法曹職業倫理、刑法、刑事訴訟法、行政法・行政訴訟法、民法、民事訴訟法(仲裁制度を含む)、知的財産法、商法、経済法、環境資源法、労働・社会保障法、国際私法、国際経済法の計 18 科目と多岐にわたる。試験形式については、日本の司法試験は毎年 5 月中旬に論述式試験(3 日間)と短答式試験(1 日間)を同時に行うのに対して、中国では毎年 9 月に選択式問題の試験、10 月に論述式問題の試験が実施され、受験者が 9 月の選択式問題試験に合格できなかった場合、10 月の論述式問題試験を受験できないようになっている²。2018 年の法律職業資格試験には 60.4 万人が申し込み、約 11 万人が試験に合格し、合格率は約 18%となった³。中国国内でも最も難易度の高い資格試験の一つとされている。

(2) 弁護士の登録要件と弁護士会

中国では、弁護士は「律師」と呼ばれる。日本の弁護士数が 2018 年 3 月末現在 40,066 人である⁴のに対して、2018 年末の中国全土の登録弁護士数は 42.3 万人とされており、2017 年末より 14.8%増加した。弁護士数は 18 の省・直轄市で 1 万人を超えており、そのうち、北京市の弁護士数は 3 万人を越え、広東省では 4 万人を超えた。なお、弁護士になるためには、司法試験に合格した後、さらに法律事務所において 1 年間の実習を経る必要がある。

中国の弁護士は、日本における日本弁護士連合会に相当する全国的な弁護士会である「中華全国律師協會」のほか、日本における単位弁護士会に相当する、省・自治区・直轄市ごとに設立されている地方の弁護士会への加入が強制されている。各弁護士会はそれぞれ弁護士に対する教育研修や奨励・懲戒等の自治を担っているが、弁護士登録と弁護士法違反時の処分を行うのは管轄の司法局であり、その点では完全な自治とはいえない面もある。

¹ 司法試験の受験資格として、①中国国籍を有すること、②大卒以上の学歴を有することのほか、③法律専攻であったか、又は 3 年以上の法律業務経験を有することが求められるようになった。

² <http://m.xilvlaw.com/zixun/2894.html>

³ http://www.sohu.com/a/320065586_120147367

⁴ 日本弁護士連合会 弁護士白書 2018 年版

(3) 中国の法律事務所、費用基準

中国においても日本と同様、大手総合法律事務所のほか、中堅規模の法律事務所や一般民事事件を取り扱う中小規模の事務所等、各種の法律事務所が存在し、法律事務所の登録数は2018年末時点で3万を超える。そのうち、所属する弁護士数が100人を超える法律事務所は260個存在する。大手総合法律事務所には、欧米や日本への留学経験を有し、英語や日本語に堪能な弁護士も少なくない。

法律事務所の弁護士費用については、全国的な基準はないものの、司法部の制定する「弁護士報酬管理方法(律师服务收费管理办法)」により、請求額の一定割合とする方法、案件ごとに固定額を定める方法、タイムチャージによる方法、成功報酬による方法等が認められている。また、地方の弁護士会ではタイムチャージの標準レートを定めているところも少なくなく、例えば北京の弁護士会の標準レートは1時間当たり100~3,000人民元(約1,600~48,000円)、上海の弁護士会の場合は200~3,000人民元(約3,200~48,000円)となっている。もっとも、実際には多くの法律事務所が標準レートを上回るレートで弁護士費用を徴収しており、弁護士会より個別に指導を受けるケースも散見される。

(4) 外国法律事務所の代表機構

外国の法律事務所は中国国内に代表機構を設けることができる。2018年末時点で、23の国・地域(香港を含む)の250個の法律事務所が中国全土に302カ所の代表機構を設立している。そのうち36.22%を米国の法律事務所の代表機構が占めている。これらの外国法律事務所の代表機構は、本国の法律に関する業務や中国の法律事務所に対する業務委託、その他中国の法制度に関する情報提供といった業務に従事することができる。ただし、中国の法律に関する業務には直接従事することはできず、中国弁護士の採用もいまだに制限されている(外国律師事務所駐華代表機構管理条例第15条、第16条)。

以上

回 満腹中国 回

【葱油拌麵(ネギ油まぜそば) ～香り高き上海ローカルめし～】

弁護士 横井 傑

「いちばん好きな上海料理は？」と聞かれると、筆者は、上海ガニでも紅焼肉(甘辛豚角煮)でもなく葱油拌麵(ネギ油まぜそば)を選んでしまう。中でも紹興酒で戻した干しエビ入りのもの(開洋葱油拌麵)はたまらない。

葱油拌麵は、簡単にいえばネギ油と砂糖醤油ベースのたれを絡めた汁なし麺で、上海市のどこでも食べられるとてもシンプルな料理だ。お店で注文して、どんっとお碗が出て来たら最初にすべきことはただ混ぜること。お碗の下に隠れているタレを麵に絡めるようにして混ぜて混ぜて混ぜまくる！タレが満遍なく麵に絡んだら食べ時だ。一口食べると悪魔的な魅力のあるネギ油と干しエビの豊かな香りが鼻を抜けていく。コシのない柔いストレート麵に甘辛いタレが良く染みて、気がつくとガツガツかつ喰らっている。ああ、うまい！

葱油拌麵は、シンプルであるが故に誤魔化しが一切効かない料理でもある。油でベタベタであったり、ネギの香りが死んでいたりしたらいただけない。美味しいと思える店に中々巡り会えないので上海人にお勧めを聞いてみた。すると「お婆ちゃんの作るやつ」とか、「●●さんのお母さんのやつ」とか返ってくるもので、我々外国人にはお手上げになってしまう。

それでもウマイ葱油拌麵の扉をこじ開けてみたい食いしん坊は、自ら理想の味を求めて鍋を振ってみるのも一興だ。こうしてネギ油の扇情的な香りに誘われ、また一歩葱油拌麵の奥深い世界に迷い込んでしまうのである。



< 葱油拌麵の作り方 >

- ①干しエビを紹興酒(黄酒)で戻しておく。
- ②フライパンに多めの油を熱し、小口切りにした葱を投入して揚げ焼きにする。
- ③色付いたら葱は別皿に除けておき、弱火にかけたフライパンに干しエビ(①)を入れ、さらに醤油と多めの砂糖で調味してタレをつくる。
- ④茹でた麵にタレをかけ、葱をもって出来上がり！香りつけに①の紹興酒を少し回しかけても良い。

以上

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)
 - 弁護士 中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
 - 弁護士 若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。